

給油取扱所（ガソリンスタンド）での ガソリンの詰め替え購入について（お願い）

2019年7月18日に京都市伏見区で発生した放火事件に伴い、ガソリンの適正な詰め替え販売について、伊賀市内の給油取扱所へ次の3点を依頼しております。

- ① 身分証の確認
- ② 使用目的の問いかけ
- ③ 販売記録の作成

別添1

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

- ① 身分証の確認
- ② 使用目的の問いかけ
- ③ 販売記録の作成

を行うようご協力をお願いします。



身分証の提示をお願いします。

使用の目的はなんですか？

※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)

消防庁 警察庁

⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

- ① ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません。



灯油用ポリ容器 ガソリン携行缶

- ② ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して、取り扱ってください。

！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ① エンジン停止
 - ② エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

- ③ セルフスタンドにおいても、ガソリンの容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。



FDMA 消防庁

市民の皆様には、趣旨をご理解いただき、
ご協力のほどよろしく申し上げます。

<お問合せ>

伊賀市消防本部 予防課 危険物係
電話 0595-24-9103